５－４　生きがい・社会参加の推進

自己の知識、技能を活用し、生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者に対して、地域に密着した臨時的・短期的な就業の機会を提供します。

１　シルバー人材センターの充実

受注件数の増加が図られるよう、センターについて幅広くＰＲを行うとともに、幅広い職種の拡大を促進していきます。

町の関連事業で、シルバー人材センターで受託可能なものについては、可能な限りシルバー人材センターに委託します。

２　高齢者同士の交流機会の提供と参加促進

⑴　老人クラブ

老人クラブの一層の啓発を行い、加入率の向上をめざします。

老人クラブが魅力ある活動を展開できるよう必要な支援を行います。特に、地域貢献活動を積極的に展開できるよう、情報提供をはじめとする必要な支援を行います。

⑵　ふれあいいきいきサロン事業

地域の単位老人クラブ、住民団体、ボランティアなどと連携し、ふれあいいきいきサロンの魅力ある活動を展開していきます。

ふれあいいきいきサロンの実施箇所数の増加を図り、高齢者が歩いて参加できる環境を整えます。

⑶　独居老人のつどい事業

社会福祉協議会において、ひとり暮らし高齢者を対象に毎年１回バス旅行を行っています。ひとり暮らし高齢者の閉じこもり予防の観点から、一層の啓発に努め、利用の促進を図ります。

⑷　宅老所設置事業

ＮＰＯ法人などで宅老所設置の意向がある人・団体に対し、空屋情報の提供や町有施設を活用するなどの支援を行い、宅老所の設置を促進します。

３　生涯学習・生涯スポーツの推進

高齢者の生きがい・健康づくりとして、生涯学習や生涯スポーツの機会を提供します。

⑴　公民館講座

各地区の公民館等で開催している各種講座の情報提供を行い､高齢者の参加促進を図ります。

⑵　チャレンジクラブ 802

総合型地域スポーツクラブ「チャレンジクラブ802」では、西部地区、東部地区でそれぞれ高齢者対象の運動教室を開講しています。今後も継続して開講するとともに、高齢者の参加促進を図ります。

「チャレンジクラブ802」には、上記教室以外にも、高齢者が参加できそうな教室があることから、高齢者の健康状態に応じて、これらの運動教室への参加を促進します。

４　交通手段の確保

社会参加の促進や日常生活の支援の観点から、公共交通の運行経路や停留所等について、その時々のニーズに合わせた見直しの提言を行っていきます。また。ＮＰＯ法人などによる移動支援への連携や、住民ボランティア等が主体となって行う移動支援のあり方等について検討します。

５－５　安心のまちづくりの推進

１　住環境の整備

高齢者が住みなれた地域で暮らせるよう、多様な居住の場の確保に努めます。

⑴　町営住宅のバリアフリー推進

町営住宅は、改築等の計画に沿って、順次バリアフリー化を図ります。

⑵　養護老人ホームの適正利用の推進

町内には養護老人ホーム蘇水園があります。低所得者等の受け皿としての機能を果たせるよう、適正利用を推進します。

養護老人ホーム利用者の長寿化が進み、介護を必要とする入所者が増えてきています。介護保険制度の特定施設への移行も含め、多様な観点から効率的・効果的な運営の方向性を検討します。

２　道路や公共施設等のバリアフリー化の推進

誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるため、道路や公共施設、不特定の人が利用する民間施設などのバリアフリーを進めます。

⑴　道路のバリアフリーの推進

国、県等との連携により、主要道路の歩・車道分離と十分な広さの歩道の確保を順次進めるとともに、歩道の段差や障害物の除去、点字誘導ブロックの設置など、誰もが通行しやすい道路整備に努めます。

路上駐車・駐輪は高齢者などにとって通行の大きな妨げとなることから、警察などとの連携により、路上駐車・駐輪防止に向けた啓発活動およびパトロールに取り組みます。

⑵　公共施設のバリアフリーの推進

公共施設については、改築等の計画に沿って順次バリアフリー化を進めるとともに、改築等の計画がない公共施設についても「通路に物を置かない」「点字シールを貼る」など実施可能なバリアフリー化を進めていきます。

公共施設のバリアフリー化を進めるにあたっては、「岐阜県福祉のまちづくり条例」およ

び「岐阜県福祉のまちづくり施設整備マニュアル」に沿って進めていきます。

⑶　民間施設のバリアフリーの促進

民間施設については、新規に建設する建築物については、バリアフリー化を図るよう、県等とも連携して建築主に対する指導を行います。

商店街等の既存建築物については､所有者に対して簡便に行えるバリアフリー情報などを提供することでバリアフリー化を促します。

3　防災・防犯対策の推進

誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるため、防災体制の強化、防犯対策の推進に努めます。

⑴　防災体制の強化

東日本大震災や、各地で発生している豪雨による被害を目の当たりにして、災害時等への対応について関心が高まっています。

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害対策基本法の改正が行われ、これに基づき避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針が示されました。

この指針に基づき、避難行動要支援者名簿の作成、名簿の活用、個別計画の策定、支援にかかる共助力の向上等、名簿を活用した実効性のある避難支援をめざします。

具体的には､出前講座の制度や高齢者等が参加する各種講座等の時間を活用した防災知識の普及啓発に努めます。

町内で災害が起こったときに活動をする「災害ボランティア」は、登録者の増加、登録者の組織化などを図っていきます。また、災害時に支援できる内容の幅を広げられるよう継続的な学習会を重ねていきます。

小地域での自主防災組織の強化、防災訓練の実施、避難行動要支援者名簿の活用、災害ボランティアの役割など、各地区に応じた対応策を協議します。

⑵　防犯対策の推進

「振り込め詐欺」「悪質商法」などの高齢者をねらった犯罪が全国各地で報道されています。これらに関する情報等を収集し、その対応策も含めて高齢者等が参加する各種講座等の時間を活用して提供するなど、犯罪の未然防止に努めます。

５－６　相談・提供体制の充実

１　情報提供の充実

保健・福祉・医療など、高齢者にとって必要な情報を提供し、高齢者に確実に情報が伝わるよう努めます。

⑴　紙媒体やＣＣネットを使った情報提供の充実

情報提供の中心となる媒体は、町や町社協の広報、ＣＣネットです。これらの媒体に保健・福祉・医療などの情報を、「わかりやすく」「シンプルに」「繰り返し」提供するよう努めます。

⑵　「口コミ」での情報提供の推進

民生委員や福祉協力員・福祉推進員、ホームヘルパー、ケアマネジャー、主治医・看護師など、高齢者から相談に応じる可能性が高い人たちに保健・福祉・医療などの情報提供を行い、これらの人たちから情報が伝えられる「口コミ」での情報提供を推進します。

２　相談体制の充実

八百津町には、町地域包括支援センターや町社会福祉協議会などの相談機関をはじめ、民生委員や福祉協力員・福祉推進員が配置されるなど、さまざまな相談支援体制があります。これら相談支援体制のネットワークづくりを進め、相談支援体制を強化します。

また、判断能力が十分でない認知症高齢者などの生命や財産を守るため、虐待等への対応、成年後見制度等の周知や福祉サービスの利用支援などを行います。

⑴　相談支援体制のネットワークづくり

相談内容は年々複雑化している一方、各機関や各課の所管業務は専門分化している状況の中で、ひとりの人や一つの機関ですべての相談に応じることは不可能となってきています。そのため、高齢者などから相談を受けた人がそれに十分な対応ができない場合の仕組みとして、町地域包括支援センターにつなぐ、町地域包括支援センターで処理しきれないものについては県などの関係専門機関につなぐといった連携体制を構築し、さまざまな相談に確実に応じられる体制づくりを進めます。

高齢者の多くは、家族とともに生活をしています。「家族」に着目すると、一つの家族の

中に、例えば高齢者の介護問題と子育て支援の問題が混在しているなど、複数の問題を抱えているケースもあると考えられます。そのため、「家族支援」の視点に立った相談支援が行えるよう、高齢者関係相談機関以外の相談機関などとのネットワークづくりも進めていきます。

(2) 八百津町見守りネットワーク事業の推進

八百津町は、平成25年度に「八百津町見守りネットワーク事業」を立ち上げ、町内で営業する事業所等と「見守り」に関する協定を結んでいます。配達や相談、集金等の訪問時に「郵便物や新聞がポストにたまっている」「最近、元気がない」など異変に気づいたら役場や警察など関係機関に知らせて、早期の支援につなげることを目的としています。これからも協力事業者等の増加をめざし、住民みんながいつまでも安心して暮らしていけることができるまちづくりを推進します。

図表５－52　八百津町見守りネットワーク事業協定事業所　　（注）平成26年度末現在

区　　分	金融関係	郵便関係	運　　送 販売関係	メール便 個人事業主
事業者数（店）	6	4	7	2

(3) 町地域包括支援センターでの権利擁護事業の推進

成年後見制度や任意後見制度等の権利擁護に関する制度の啓発を推進します。

成年後見制度の利用支援においては、これまで同様初期相談対応を行っていくとともに、新たに利用の際の費用助成を行っていきます。さらに、身寄りのない高齢者などに対して法人後見として就任できる支援のあり方についても検討していきます。

虐待については、早期発見と町地域包括支援センターに情報が伝わる体制づくりを進め、関係機関と連携して迅速に対応していきます。

(4) 日常生活自立支援事業の利用促進

町社会福祉協議会では、岐阜県社会福祉協議会、美濃加茂市社会福祉協議会と連携して、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、利用料の支払い等の福祉サービスの利用支援と、それに付随した金銭管理を行う「日常生活自立支援事業」を行っています。今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加等により、ニーズが高まっていくことが予想されることから、事業の一層の周知を図り、利用の促進に努めます。